

専決第16号

専 決 処 分 書

平成22年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月28日

さいたま市長 清水 勇 人

平成22年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業 特別会計補正予算（第1号）

平成22年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

別表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 と畜場費	1 事業費	と畜場施設管理運営事業	3,687